

日本学生支援機構給付奨学金家計急変採用 貸与奨学金緊急・応急採用のご案内

生計維持者の失業、病気、死亡等により家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする学生を対象とした奨学金制度があります。以下のとおり随時受け付けていますので、対応支援室学生支援又は学生部学生生活課（経済支援）へ相談してください。

給付奨学金 家計急変採用（学群生）

【家計急変の事由】

A：生計維持者の死亡

B：生計維持者が事故または病気により、3か月以上、就労困難

C：生計維持者が失職（非自発的失業に限る）

D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって次のいずれかに該当

①家計急変事由のA～Cのいずれかに該当

②生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難等、世帯収入を大きく減少させる事由が発生

E：学生等本人が父母等による暴力等から避難するために、「児童福祉法」又は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の定める施設等へ入所等することとなった

【証明書類】

大学ホームページに掲載しています。「給付奨学金案内（家計急変）」、「家計急変提出書類一覧」等を確認してください。

【申請期限】

家計急変事由発生から**3ヶ月以内**の申請が必要です。

やむを得ない事情で申請期限を過ぎてしまう場合はご相談ください。

※現在、給付奨学金を受給している学生も申請することができます。収入の状況によっては受給できる金額が増加する可能性もあります。

貸与奨学金 緊急採用・応急採用（学群生・大学院生）

【家計急変事由】

- 1：生計維持者が死亡
- 2：事故・病気等
 - (1) 生計維持者が事故・病気等となり就労困難【休職による収入減少】
 - (2) 同一生計の家族が事故・病気等となり家計が急変【生計維持者の支出増大】
- 3：生計維持者が失職(退職・会社倒産・廃業等)
- 4：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災
被災により、(1) 収入が無くなった、(2) 収入が減った、(3) 支出が増えた
- 5：父母等による暴力等から避難
- 6：生計維持者との離別(離婚・行方不明等)

【提出書類】

在学採用の申請書類に加えて、以下の書類が必要になります。

1. 家計急変事由に関する証明書類【コピー可】

1	例：戸籍謄本(抄本)、 住民票の除票写し(死亡日の記載があるもの)
2 (1)	①、②の両方 ①事故・病気等で就労困難な事由の証明 ※医療費の領収書、治療計画書、診断書等 ②休職等の証明
(2)	事故・病気等の事由の証明 ※医療費の領収書、治療計画書、診断書等
3	例：退職証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、破産手続開始決定の通知書 個人事業の開業・廃業等届出書(控用)
4 (1) ~ (3)	例：罹災証明書、被災証明書、学校長の副申書など
5	公的機関やNPO法人等による保護証明書等
6	戸籍謄本(抄本)、離婚届受理証明書 行方不明者届受理票等

2. 家計急変事由発生後の収入に関する証明書類（生計維持者の収入が減少した場合）

原則として家計急変事由の発生日の翌月から申請月前月分までを提出

【申請期限】

- ・家計急変事由発生から **12ヶ月以内**
- ・家計急変事由の発生日が進学前の場合は進学後 **3か月以内**

申込先・提出先

各支援室学生支援

※つくばスカラシップ緊急支援奨学金、茗溪・学都教育助成基金、J A S
S O災害支援金の申請も受け付けていますので、別途ご相談ください。

学生部学生生活課